

## 容器入りガソリン等を販売する事業者の皆様へ

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、

容器入りガソリン等※<sup>1</sup>を合計10リットル以上を目安として購入しようとする顧客※<sup>2</sup>に対し、

- ① 顧客の本人確認
- ② 使用目的の確認
- ③ 販売記録の作成 を行うようお願いします。

※1 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。

- ・日本産業規格(JIS) K 2201(工業ガソリン)若しくは JIS K 2202(自動車ガソリン)に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物。一般的にホワイトガソリンや混合燃料油等が該当します。
- ・容器入りのままで販売されるもの(容器の最大容積が500ml以下のものを除く。)

※2 インターネット等を利用する通信販売において購入する場合も該当します。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。  
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

消防庁の取組みに関する詳しい情報は

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

